

# 岡山県子牛公正取引条例

## ○岡山県子牛公正取引条例

昭和二十三年九月一日

岡山県条例第六十九号

県議会の議決を経て、〔岡山県仔牛、仔馬公正取引条例〕を次のように定める。

### 岡山県子牛公正取引条例

(昭六一条例一・改称)

#### (目的)

第一条 この条例は、子牛の公正な取引を保障し、子牛の所有者の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(昭六一条例一・一部改正)

#### (定義)

第二条 この条例で「子牛」とは、生後四月以上十二月に達しない黒毛和種の牛をいう。

(昭六一条例一・一部改正)

#### (取引の制限)

第三条 子牛は、この条例の定めるところにより競り売りに掛けたものでなければ、これを売買し、又は交換することができない。ただし、国、地方公共団体その他知事が定める公共的団体が改良若しくは増殖を図るため又は試験、調査若しくは研究の用に供するため売買し、又は交換する場合は、この限りでない。

(昭六一条例一・一部改正)

第四条 子牛の所有者がやむを得ない事由により子牛を競り売りに掛けることができなかつた場合において、次条に定める団体に申請し、評価を受けた子牛については、競り売りに掛けたものとみなす。

(昭六一条例一・一部改正)

#### (指定団体)

第五条 子牛の競り売り又は評価は、畜産に関する団体であつて、知事の指定したもの(以下「団体」という。)がこれを行う。

(昭六一条例一・一部改正)

#### (家畜市場の開設)

第六条 団体は、毎年一回以上家畜市場を開設しなければならない。ただし、やむを得ない事由により知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(昭六一条例一・一部改正)

#### (子牛の評価)

第七条 団体は、第四条の申請があつたときは、子牛の評価を行わなければならない。

(昭六一条例一・旧第九条繰上・一部改正)

#### (証明書)

第八条 団体は、競り売り又は評価の都度、その年月日及び競り売り又は評価の価格その他必要事項を明らかにする証明書を子牛の所有者に交付しなければならない。

2 前項の証明書は、売買又は交換に際し、売主から買主へ又は交換の当事者の方から他方へこれを譲り渡さなければならない。

(昭六一条例一・旧第十条繰上・一部改正)

#### (手数料)

第九条 団体は、競り売り又は評価に係る手数料を徴収しようとするときは、その手数料の額及び徴収方法についてあらかじめ知事の認可を受けなければならない。

2 前項の手数料の額は、競り売り又は評価の価格の百分の三以内の額でなければならない。

(昭六一条例一・旧第十二条繰上・一部改正)

#### (報告)

第十条 団体は、競り売り又は評価をしたときは、遅滞なくその成績を知事に報告しなければならない。

(昭六一条例一・旧第十二条繰上・一部改正)

#### (指定の取消し等)

第十二条 知事は、団体がこの条例の規定に違反する行為を行つたときは、第五条の指定を取り消し、又は子牛の競り売り若しくは評価の停止を命ずることができる。

(昭六一条例一・追加)

#### (罰則)

# 岡山県子牛公正取引条例

第十二条 第三条の規定に違反して子牛を売買し、又は交換した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

(昭四八条例三六・一部改正、昭六一条例一・旧第十三条繰上・一部改正)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して同条の罰金又は科料の刑を科する。

(昭六一条例一・旧第十四条繰上・一部改正)

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭六一条例一・旧第十六条繰上・一部改正)

## 附 則

この条例は、公布の日から、これを施行する。

附 則(昭和四八年条例第三六号)

この条例は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第一号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした第一条の規定による改正前の岡山県仔牛、仔馬公正取引条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 岡山県職員特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略